

「北九州SDGs登録制度」申請要領

1 制度概要

今後、企業等が経営を行っていく上で、SDGsや脱炭素の取組みは不可欠な要素であり、対応しないと市場から淘汰されかねない潮流となっています。

そのような中、本制度は、SDGsの達成に寄与する企業等の取組内容等を「見える化」し、地域のSDGsの取組みの誘発・加速を図ります。

その結果として、多くの企業等がSDGsや脱炭素の視点を経営に取り入れることで持続可能な成長につなげていただき、それを以って、地域の自律的好循環（※）の実現を目指します。

また、令和6年3月に策定した「北九州市基本構想・基本計画」において、「経済」「社会」「環境」の統合的な取組といったSDGsの基本的な理念とも方向性を一とする「一步先の価値観」を体現するまちを、北九州市が目指す都市像として掲げており、これを実現するための重点戦略及びこれに基づく主要政策を同時に示しています。

企業等の取組を、当該戦略・政策に紐づけていただくことで、企業等の取組がどのように目指す都市像に寄与しているか明確にし、全市一丸となって、その実現を目指します。

※自律的好循環：地域の企業や金融機関、地方公共団体等が連携し、地域におけるSDGs達成に向けた事業活動を通じて、地域課題の解決を図りながら、キャッシュフローを生み出し、得られた収益を地域に再投資すること。

2 登録の対象

北九州市内に本社又は支店等を有し、市内で事業活動を行う企業、団体（教育機関、個人事業主を含む）が対象となります。（常駐する従業員等がない事業所等は対象となりません。）

3 登録について

北九州SDGsクラブへの加入と、以下の3つの様式に企業等の取組みを記載することが要件となります。

【様式1】SDGs達成に向けた取組状況（チェックシート）

「経済・社会・環境」を網羅した12項目に関連する取組みを記載

【様式2】SDGs達成に向けた宣言書

「経済・社会・環境」の三側面で重点的に取り組む内容を宣言

【様式3】SDGsの達成や地域課題の解決を目指すパートナーシップの構築

SDGsの達成や地域課題の解決のためのニーズやシーズについて記載

4 登録の実施

申請内容に不備がなければ、「北九州SDGs登録事業者」として登録し、登録証を交付します。

5 登録の有効期間

登録の日から3年間とします。

6 登録の更新

登録の有効期間満了後、登録企業等からの申請に基づいて、登録を更新することができます。更新の手続きは、初回申請時と同様、申請書と様式1～3（更新用）により行います。

7 メリット

市ホームページ（※）での公表、公共調達等における優遇措置、SDGsクラブ経営サポートに参加する金融機関による支援等のメリットを受けることができます。

（※URL：https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/324_00016.html）

(1) 市ホームページでの公表

登録事業所の取組み内容を公表・PRします

(2) 公共調達等における優遇措置（随時追加）

- 北九州市総合評価落札方式（工事）における加点
- まち・ひと・しごと創生総合戦略資金の融資対象

(3) 金融機関等による支援等

「SDGs経営サポート※」参加の金融機関による支援

（※https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/324_00006.html）

8 登録の取消

登録事業者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消します。

- (1) 虚偽又は不正の手段により登録したことが判明した場合
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) SDGsの達成に資する活動について、実態がないことが判明した場合
- (4) その他、「北九州SDGs登録事業者」として適当でないと認める場合

9 登録の申請方法等

(1) 申請方法等

申請にあたっては、市ホームページ（※1）または「北九州SDGsステーション」ホームページ（※2）より次の【必要書類】をダウンロードし、必要事項をご記入ください。すべてご記入いただいた後、北九州SDGsステーションのホームページ（※2）「申請フォーム」に必要事項をご入力いただき、当該書類を添付の上ご申請ください。

（※1 URL：https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/324_00016.html）

（※2 URL：<https://kitaq-sdgs.com/registration-system>）

【必要書類】

- ①「北九州SDGs登録制度」申請書
- ②SDGs達成に向けた取組状況（チェックシート）【様式1】
- ③SDGs達成に向けた宣言書【様式2】
- ④SDGsの達成や地域課題の解決を目指すパートナーシップの構築【様式3】

※ 記載方法については、記載例やQ&Aを参考にしてください。

(2) 申請後の流れ

募集期間後、市が申請内容を確認します。修正等ございましたらご連絡いたしますので、ご対応ください。その後、登録日をもって本制度の登録事業者として登録し、市ホームページ等で公表します。

10 登録内容の変更

「北九州SDGs登録制度」に登録されている内容に変更がある場合は、以下のお問い合わせフォームより、変更する様式を添付の上、ご申請ください。

<お問い合わせフォーム>

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeJUORFrlyGk0xHgk8SD3-6VKP7MhdePX6VI84X5g72M0e0Jw/viewform?usp=sf_link

※本要領は随時更新していきます。